

介護保険事業所開設者 様

上田市福祉部高齢者介護課長

令和7年度介護職員等処遇改善加算等に関する計画書の提出について（通知）

日頃より介護保険事業に格別の御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年度に介護職員等処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、介護職員等処遇改善計画書を作成し、指定権者へ届け出る必要があります。

つきましては、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和 7 年度分)」(令和 7 年 2 月 7 日付け老発 0207 第 5 号厚生労働省老健局長通知)に基づき、下記のとおり処遇改善計画書を提出してください。

記

1 提出書類

令和 7 年度に算定を受けようとする場合は、次の届出書類を提出してください。

- ・ 別紙様式 2 (処遇改善計画書)
- ・ 介護給付費算定に係る体制届 (加算の届出) ※必要な場合のみ  
前年度と処遇改善加算の区分が変わる場合や新規算定の場合は、加算届(介護給付費算定に係る体制等に関する届出) も一緒に提出してください。
- ・ 別紙様式 5 (特別な事情に係る届出書) ※必要な場合のみ  
事業の継続を図るために、職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除く。)を引き下げた上で賃金改善を行う場合は届け出てください。なお、年度を超えて介護職員の賃金を引き下げることとなった場合は、次年度の新加算を算定するために必要な届出を行う際に、特別事情届出書を再度提出する必要がありますのでご注意ください。

2 提出部数 1 部

3 提出期限 令和 7 年 4 月 15 日 (火) (必着)  
(可能な限りエクセル様式のまま電子メールにて提出してください。)  
なお、6 月以降に本加算を取得する場合は、取得の前々月の末日までに提出すること。

4 提出先 上田市福祉部高齢者介護課 (メール: korei@city.ueda.nagano.jp)

5 各種通知・様式について

以下ホームページに掲載していますのでご確認ください。

○上田市「介護職員等処遇改善加算等に係る届出書等」

<https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/korei/3185.html>

○長野県「介護職員等処遇改善加算等について」

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/>

[kenko/koureisha/service/jigyosha/kofukin/kasan.html](http://kenko/koureisha/service/jigyosha/kofukin/kasan.html)

## 6 留意事項

- (1) 計画書の様式が改訂されましたので、令和7年度の計画書については、改訂後の新様式で作成してください。
- (2) 厚生労働省ホームページ「介護職員の処遇改善」や、市ホームページ等を十分ご確認いただくようお願いします。なお、不明な点のお問い合わせは、厚生労働省専用相談窓口（電話番号 050-3733-0222）をご活用ください。
- (3) 計画書の内容等に変更が生じる場合は、別紙様式 4（処遇改善加算の変更届出書）を提出してください。
- (4) 令和7年度中に事業を廃止した事業所は、廃止後であっても実績報告書の提出が必要です。最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、別紙様式 3（実績報告書）を提出してください。

〒386-8601 上田市大手一丁目 11 番 16 号

上田市福祉部高齢者介護課 介護保険担当 望月、須田

TEL : 0268-71-6576（直通） FAX : 0268-29-4466

E-mail : korei@city.ueda.nagano.jp